

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 7 月 5 日

申請者 氏名又は名称
 住所
 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

アイテム株式会社

〒611-0013 京都府宇治市菟道段ノ上12番1

代表取締役 下宮貴世

TEL 0774-20-7040

FAX 0774-20-7045

info@mizu-sos.net



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 21 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 7 月 5 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

アイテム株式会社

〒611-0013 京都府宇治市菟道段ノ上12番1

代表取締役 下宮貴世



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	アイテム株式会社		
住 所	〒611-0013 京都府宇治市菟道段ノ上12番1		
フリガナ 代表者の氏名	シモミヤキヨ 代表取締役 下宮貴世		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業者及び 事業所の所在地	京都府宇治市 五ヶ庄福角 69番地の6	京都府宇治市 菟道段ノ上 12番1	
TEL番号	0774・33・7040	0774・20・7040	
FAX番号	0774・33・7045	0774・20・7045	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府宇治市菟道段ノ上12番1
アイテム株式会社

会社法人等番号	1300-01-034113	
商 号	アイテム株式会社	
本 店	<u>京都府宇治市五ヶ庄福角69番地の6</u>	
	京都府宇治市菟道段ノ上12番1	令和 4年 9月22日移転
		令和 4年 9月26日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成12年10月2日	
目的	1. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理 2. 建物解体事業 3. ガス器具の販売及び設備工事 4. 戸建・マンション等リフォームの企画・設計・監理及び施工についての技術指導及び技術教育並びにノウハウの販売 5. 介護用機器・用具の販売、賃貸、修理並びに設置工事 6. ギャラリー、ショールーム等展示場の運営 7. 通信販売業 8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸並びに管理 9. 飲食店業 10. 上記各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	400株	平成19年 9月26日変更 ----- 平成19年10月 2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 2日登記
資本金の額	金1000万円	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 2日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。但し、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。	
役員に関する事項	取締役 <u>下宮貴世</u>	平成22年11月18日重任 ----- 平成24年 7月 3日登記
	取締役 <u>下宮貴世</u>	令和 2年11月20日重任 ----- 令和 2年11月25日登記
	取締役 <u>井上哲治</u>	平成22年11月18日重任 ----- 平成24年 7月 3日登記
	取締役 <u>井上哲治</u>	令和 2年11月20日重任 ----- 令和 2年11月25日登記
	京都府宇治市広野町大開9番地の113 代表取締役 <u>下宮貴世</u>	平成22年11月18日重任 ----- 平成24年 7月 3日登記
	京都府宇治市広野町大開9番地の113 代表取締役 <u>下宮貴世</u>	令和 2年11月20日重任 ----- 令和 2年11月25日登記
支店	1 兵庫県西宮市甲子園浦風町3番2号	平成25年 3月27日設置 ----- 平成25年 4月 2日登記
登記記録に関する事項	平成18年5月17日アイテム有限会社を商号変更し、移行したことにより設立	平成18年 5月17日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 5年 5月17日
京都地方法務局宇治支局
登記官

四 方 直



定 款



第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、アイテム株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・大工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理
2. 建物解体工事業
3. ガス器具の販売及び設備工事
4. 戸建・マンション等リフォームの企画・設計・監理及び施工についての技術指導及び技術教育並びにノウハウの販売
5. 介護用機器・用具の販売、賃貸、修理並びに設置工事
6. ギャラリー、ショールーム等展示場の運営
7. 通信販売業
8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸並びに管理
9. 飲食店業
10. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を京都府宇治市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡等の制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。但し、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。



(株主への株式割当)

第 9 条 会社法第 199 条第 1 項の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は募集事項及び会社法第 202 条第 1 項各号に掲げる事項を取締役の決定によって定めることができる。

(株主名簿記載事項記載又は記録)

第 10 条 当会社の株式取得者は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社に対し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。
- 3 前 2 項の請求は、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。
- 4 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面をも提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時総会において株主の権利行使すべき株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の決定により、2 週間前までに公告して基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出

なければならない。また、届出事項に変更が生じたときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。



(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。ただし、社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前に、各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

第16条 株主総会は、書面あるいは電磁的方法により議決権行使できる場合を除き、その総会において議決権行使することができる株主会員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役の決定により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故あるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の株主総会の特別決議は、議決権行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(書面等による決議)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。この場合には株主又は代理人は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名をする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数等)

第22条 当会社の取締役は3名以内とする。

2 当会社の取締役は、株主の中から選任する。ただし、必要に応じて株主以外の者から選任することができる。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第25条 当会社の取締役が2人以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(会社法及びその他の法令の適用)

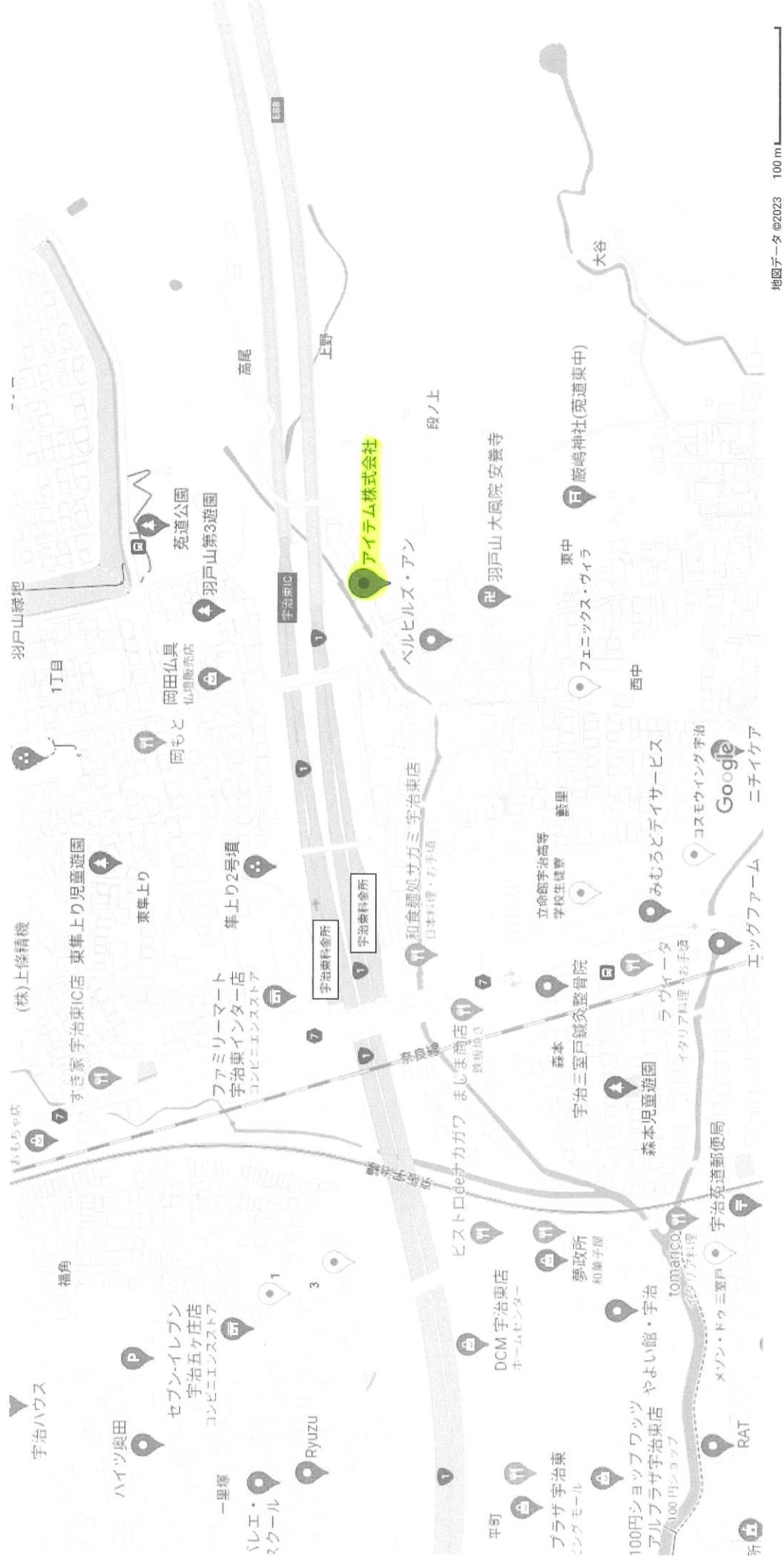
第29条 この定款に規定がない事項は、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

上記は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和5年7月5日

京都府宇治市菟道段ノ上12番1
アイテム株式会社

代表取締役 下宮貴世



アイテム株式会社

〒611-0013 京都府宇治市菟道段ノ上12番

営業所及び倉庫の付近見取り図

付近見取図

線

駅下車

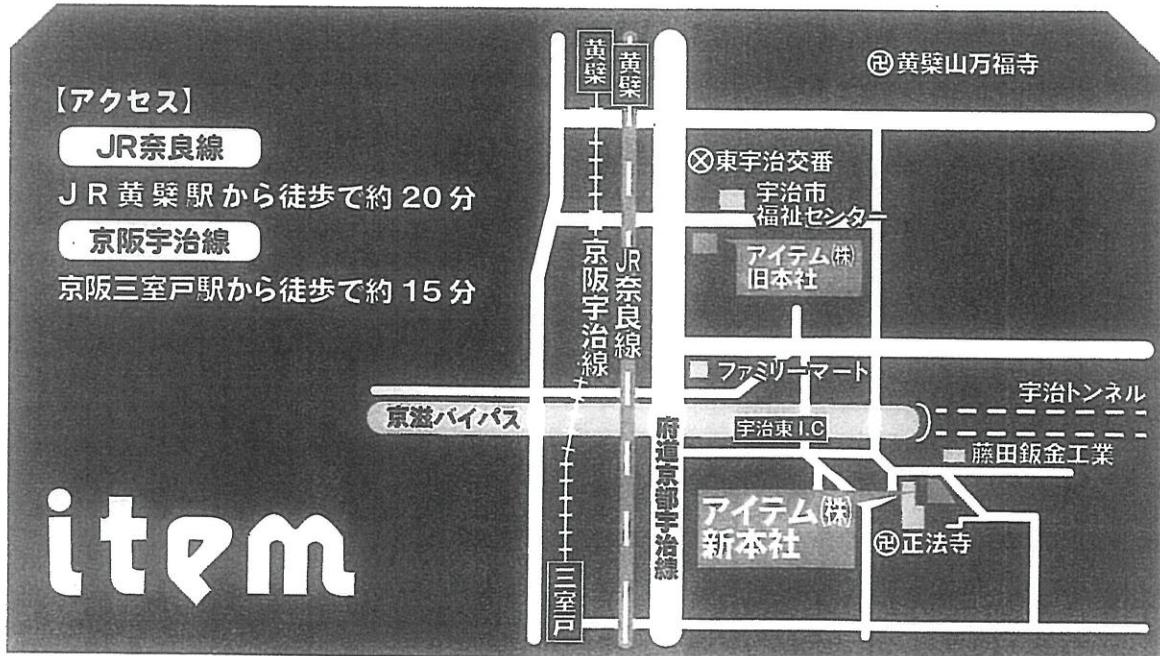
バス・徒歩

分

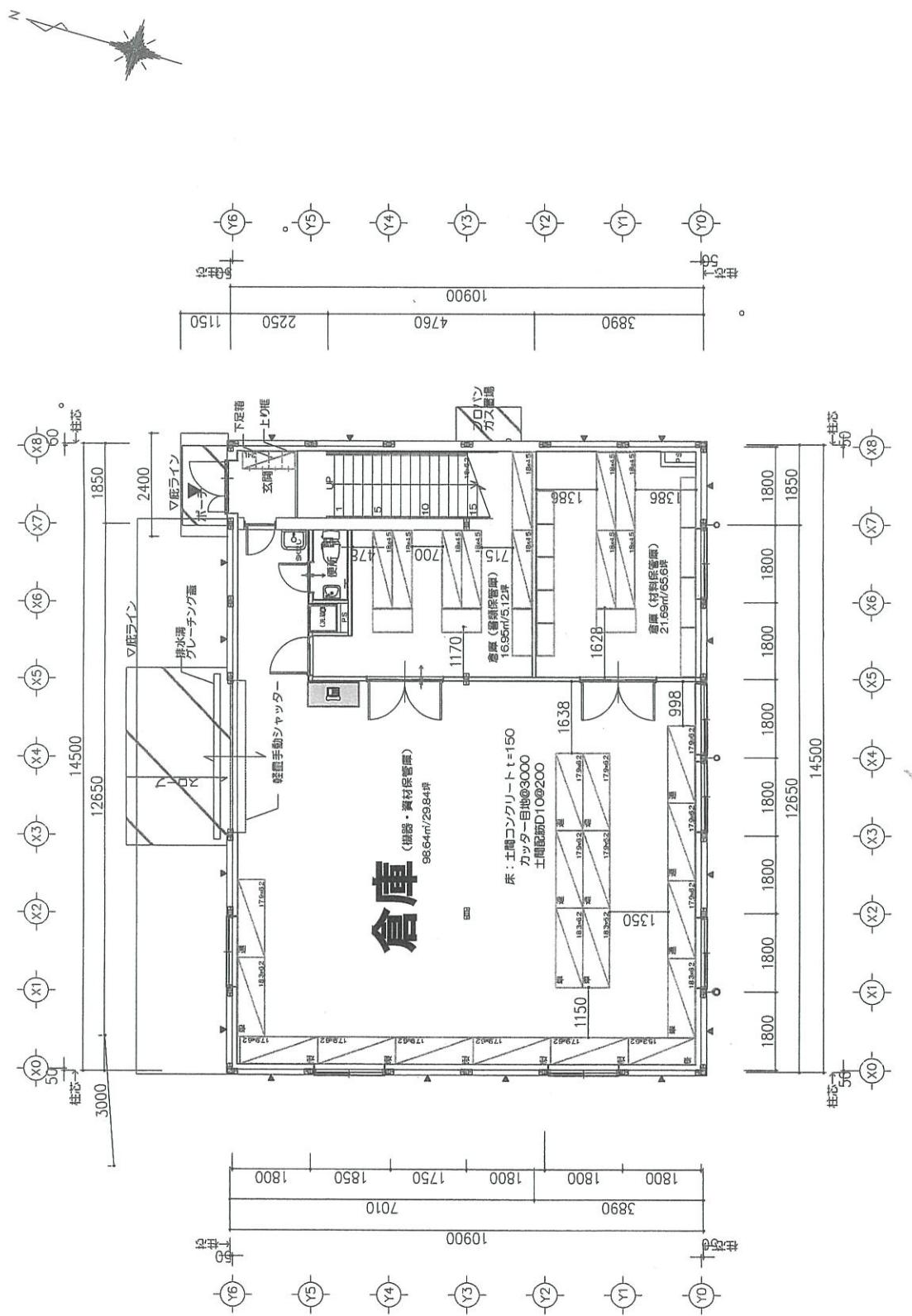
新住所／連絡先

アイテム 株式会社 本社
〒611-0013 京都府宇治市菟道段ノ上 12番1

TEL:0774-20-7040 FAX:0774-20-7045
✉ info@mizu-sos.net URL:www.mizu-sos.net
www.item-reform.net

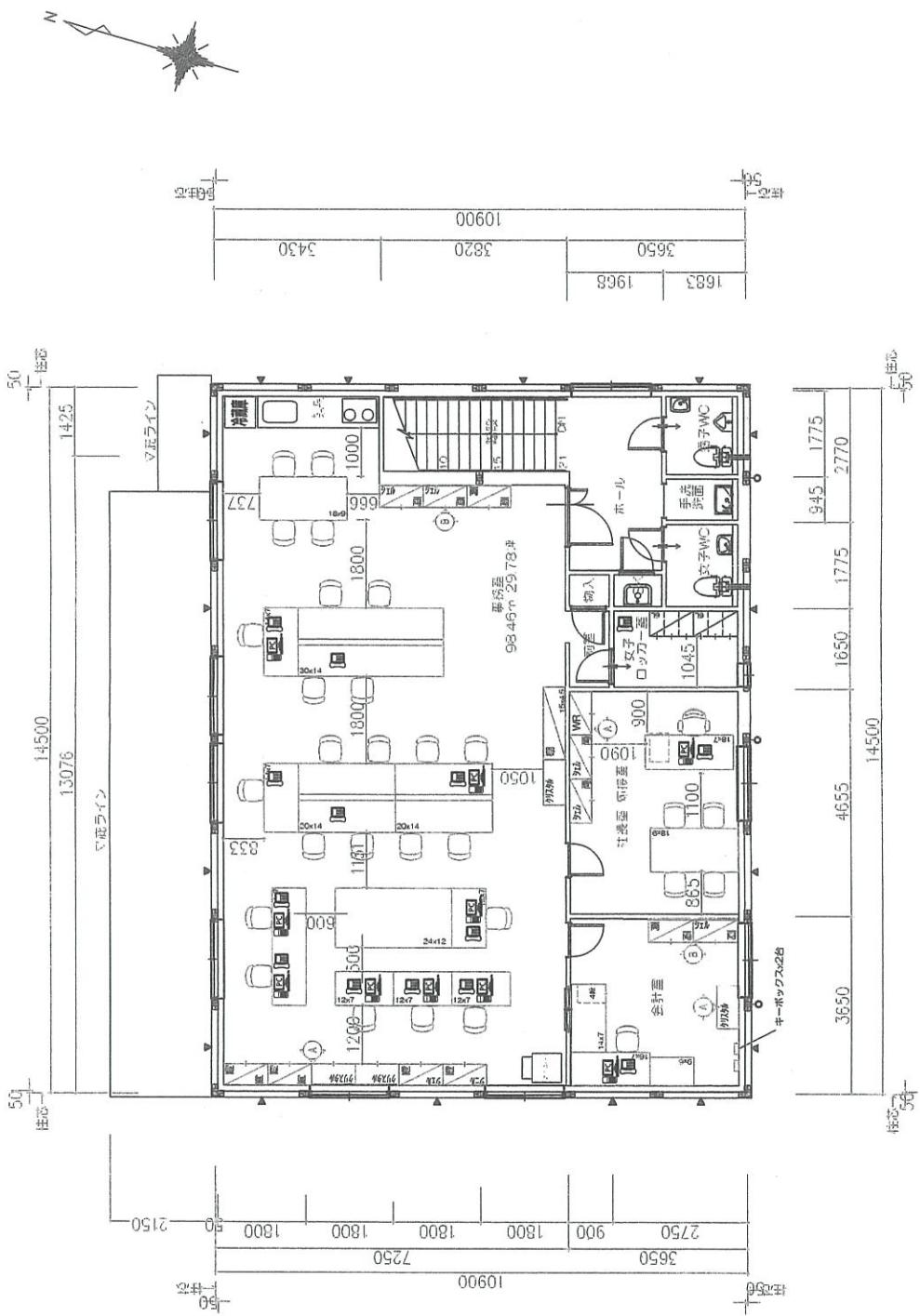


※出来るだけわかりやすく詳細に記入すること。(営業所及び倉庫に至る目印及び目標物を明記)



アイテム株式会社

2F

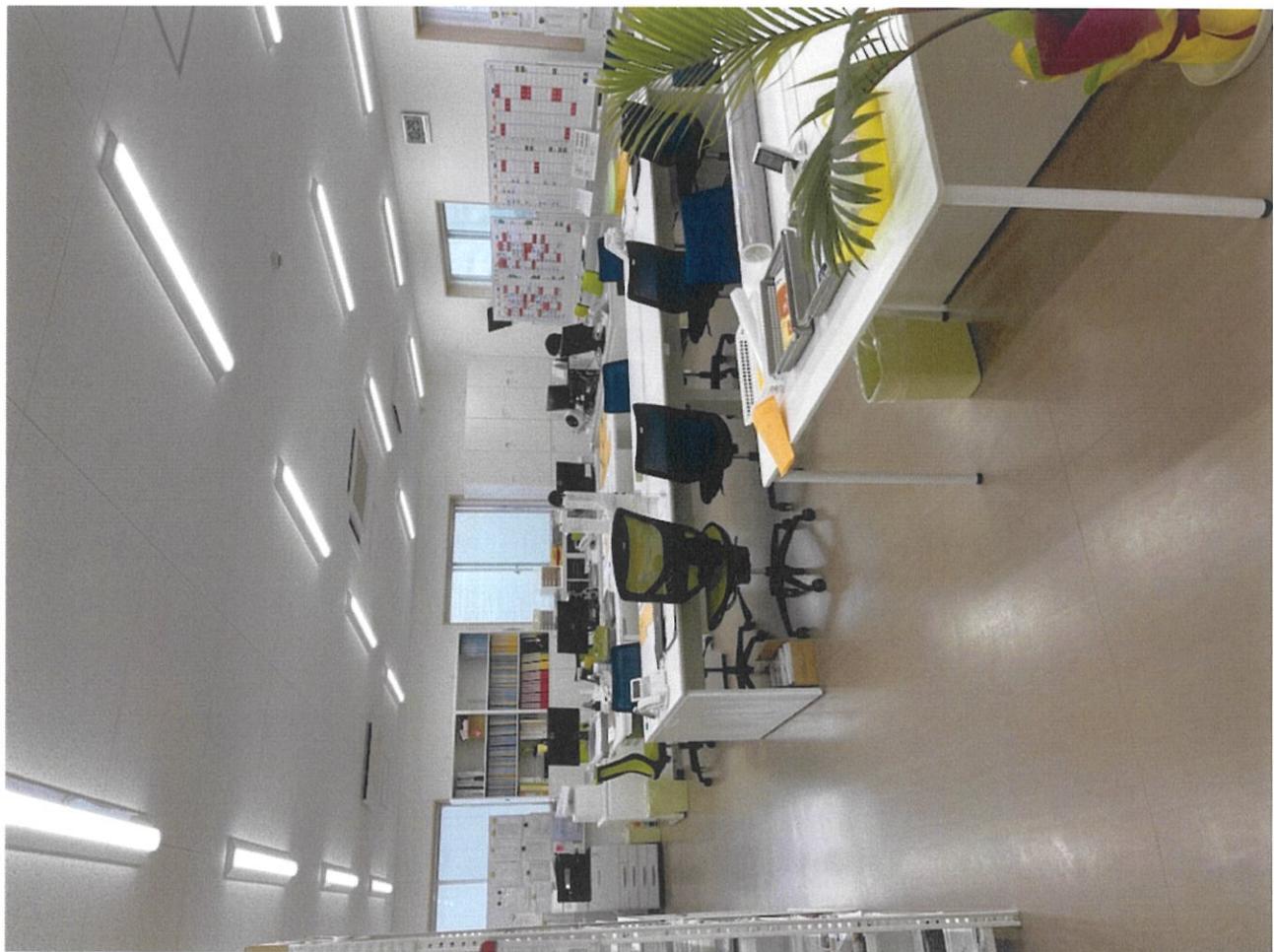


…パソコン …電話

アイテム株式会社



アイテム株式会社



アイテム株式会社



アイテム株式会社

